

議案第42号 令和7年度習志野市一般会計補正予算（第1号）

- 1 歳入歳出補正予算 補正前 764億円
 補正額 1億7,439万8千円
 補正後 765億7,439万8千円

（歳出概要）・定額減税補足給付金等支給事業
 ・防災行政無線事業
 ・小学校空調整備事業
 ・中学校空調整備事業
 ・高等学校施設整備事業
 ・旧鴫田家住宅維持管理費
 ・体育施設整備事業

2 債務負担行為

（追加）

事 項	期間	限 度 額
人事給与システム改修費	2年	委託料12,675千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内

議案第43号 習志野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「児童福祉法」の改正により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、内閣府令で定められた基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

国の基準に上乘せする基準

- 1 運営規程
 暴力団排除に関する事項について、事業者が運営規程に定めることとします。
- 2 一般型乳児等通園支援事業の設備
 （1） 乳児室の面積は、乳幼児1人につき3.3平方メートル以上（内閣府令では1.65平方メートル以上）であることとします。
 （2） 調理設備を設ける場合は、衛生的であることとします。
- 3 一般型乳児等通園支援事業の職員
 保育所又は認定こども園と一体的に運営する場合における従事者の数は、満1歳以上満2歳未満の幼児おおむね5人につき1人以上（内閣府令ではおおむね6人につき1人以上）とします。

（施行期日）

公布の日から施行します。

議案第44号 習志野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、未就学の子を養育する職員を対象とした部分休業の拡充が図られたことに伴い、改正するものです。

- 1 未就学の子を養育する職員を対象とした、部分休業の取得形態について、次のとおり追加します。

現 行	改正後
1日につき2時間の範囲内	次のいずれかを選択 ・ 1日につき2時間の範囲内 ・ 1年につき77時間30分※(10日相当)の範囲内

※ 非常勤職員の場合は、1日の勤務時間×10

- 2 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和7年10月1日から施行します。

議案第45号 習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための制度の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等について、国や県に準じて同様の措置を講ずるため改正するものです。

- 1 育児中の職員の時間外勤務の免除に係る対象範囲の拡大
育児のために時間外勤務の免除を請求できる職員の範囲を、次のとおり拡大します。

現 行	改正後
3歳に満たない子を養育する職員	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

- 2 子育て部分休暇の取得形態の追加
小学校1年生から3年生までの子を養育する職員を対象とした、子育て部分休暇の取得形態について、次のとおり追加します。

現 行	改正後
1日につき2時間の範囲内	次のいずれかを選択 ・ 1日につき2時間の範囲内 ・ 1年につき77時間30分(10日相当)の範囲内

- 3 仕事と育児の両立に向けた措置
妊娠、出産を申し出た職員や3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の情報提供と制度利用等の意向確認を行い、職員の意向に配慮することについて定めることとします。
- 4 介護離職防止のための仕事と介護の両立に向けた措置
配偶者等に係る介護の申出があった職員に対し、仕事と介護の両立に資する制度の情報提供と制度利用等の意向確認を行い、制度の利用が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備に関する措置を講じることとします。
- 5 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和7年10月1日から施行します。

議案第46号 習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の改正に伴い、改正するものです。

1 個人市民税

(1) 特定親族特別控除の創設

納税義務者に特定親族^{※1}がいる場合に、その納税義務者の総所得金額等から、特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

このことに伴い、文言整理を行うものです。

※1 生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円を超え123万円以下の者

(2) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の見直し

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した事務に関連する費用を寄附金税額控除の対象とします。

2 市たばこ税

加熱式たばこの課税標準を次のとおり見直します。

なお、激変緩和の観点から、令和8年4月1日から同年9月30日までの間は、現行の換算方法と改正後の換算方法をそれぞれ半分ずつ適用します。

現 行	改正後
全ての加熱式たばこ 重量0.4gを紙巻たばこ0.5本に換算 + 小売定価の比率により紙巻きたばこ0.5本に換算	スティック型加熱式たばこ 重量0.35gを紙巻たばこ1本に換算 ^{※2}
	その他の加熱式たばこ 重量0.2gを紙巻きたばこ1本に換算 ^{※3}

※2 1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、当該加熱式たばこの1本を紙巻たばこ1本に換算

※3 1個当たりの重量が4g未満のものについては、当該加熱式たばこの1個を紙巻たばこ20本に換算

(施行期日)

1 (1) については、令和8年1月1日から施行します。

1 (2) については、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日（令和9年1月1日）から施行します。

2 については、令和8年4月1日から施行します。

議案第47号 習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 都市計画法に基づき定めた地区計画区域内において、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、次の地区整備計画区域を追加し、建築物に関する特に重要な事項を定めるものです。

- (1) 名称 鷺沼地区地区計画地区
- (2) 位置 鷺沼三丁目、四丁目及び五丁目並びに鷺沼台四丁目のそれぞれ一部の区域
- (3) 建築物の制限内容
 - ア 建築物の用途の制限
 - イ 建築物の敷地面積の最低限度
 - ウ 壁面の位置の制限
 - エ 建築物の高さの最高限度
 - オ 建築物の容積率の最高限度

2 その他文言整理をします。

(施行期日)
公布の日から施行します。

議案第48号 習志野市議会議員及び習志野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「公職選挙法施行令」の改正に伴い、選挙運動に係る公費負担限度額について、次のように改定します。

区 分		現 行	改正後
選挙運動用ビラ	作成単価 (1枚当たり)	7円73銭	8円38銭
選挙運動用ポスター	印刷費 (1枚当たり)	541円31銭	586円88銭

(施行期日等)
公布の日から施行し、同日以後に告示される選挙から適用します。

議案第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
～第52号

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

議案番号	住 所	氏 名	任 期	新任・再任
第49号	習志野市津田沼	伊 藤 希実子 い とう きみこ	3 年	再任
第50号	習志野市袖ヶ浦	後 藤 京 子 ご とう きょうこ	3 年	再任
第51号	習志野市大久保	田久保 直 子 た く ほ なお こ	3 年	再任
第52号	習志野市実籾	土 屋 寛 敏 つち や ひろ とし	3 年	再任

議案第53号 工事請負契約の締結について(JR 津田沼駅北口ペDESTリアンデッキ補修工事)

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 JR津田沼駅北口ペDESTリアンデッキ補修工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 5億4,205万6,900円(税込み)
- 4 契約の相手方 千葉市中央区弁天一丁目29番11号
化工建設株式会社
- 5 工事場所 習志野市津田沼一丁目2139番地先
- 6 工事期間 契約日の翌日から令和10年3月24日まで
- 7 工事概要
 - (1) 橋梁^{りょう}補修工
塗膜除去工、ひび割れ補修工、断面修復工、剝落防止工
 - (2) 現場塗装工
橋梁塗装工
 - (3) 橋梁付属物工
高欄タイル補修工、手すり補修工

議案第54号 財産の取得について（消防救急デジタル無線移動局設備）

次のとおり財産を取得するものです。

- 1 取得する財産の表示 消防救急デジタル無線移動局設備
- 2 取得の目的 消防救急デジタル無線移動局設備の更新
- 3 取得の方法 制限付き一般競争入札
- 4 取得価格 7,439万2,670円（税込み）
- 5 取得の相手方 市川市国分三丁目21番21号
三益消防機材株式会社
- 6 設備概要 車載型移動局無線装置（26式）
携帯型移動局無線装置（26式）
可搬型移動局無線装置（2式）
卓上型可搬移動局無線装置（1式）
携帯型デジタル受令機（14台） 他

議案第55号 市道の路線認定及び廃止について

認定する路線は76路線、廃止する路線は27路線です。

1 認定 76路線

認定理由	路線名	
公共代替地整備に伴うもの	谷津六丁目	01-172号線
鷺沼特定土地区画整理事業に伴うもの	鷺沼三丁目 鷺沼四丁目 鷺沼五丁目 鷺沼台四丁目	06-235号線～ 06-308号線
開発行為に伴うもの	鷺沼台二丁目	06-309号線

2 廃止 27路線

廃止理由	路線名	
鷺沼特定土地区画整理事業に伴うもの	鷺沼三丁目 鷺沼四丁目 鷺沼五丁目 鷺沼台四丁目	06-120号線～ 06-123号線
		06-128号線～ 06-134号線
		06-147号線～ 06-151号線
		06-155号線～ 06-158号線
		06-160号線
		06-162号線
		06-164号線
		06-166号線～ 06-169号線

議案第56号 習志野市基本構想の策定について

行政運営を行っていく上で、総合的かつ計画的なまちづくりの方向性として、目標を定め、今後の少子超高齢化の進展と人口減少、持続可能な財政運営を鑑み、習志野市の長期ビジョンを市民に示すため、習志野市基本構想を策定するものです。

1 計画期間

令和8(2026)年度から令和23(2041)年度まで

2 将来都市像

多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野

3 まちづくりの基本的な考え方

- ・「多彩で豊かな交流」を培います
- ・「交流が広がるまち」を育みます

4 都市空間形成の基本的な考え方

- ・コンパクトな生活圏の維持と形成
- ・中心市街地の求心力向上
- ・新習志野駅勢圏の活性化
- ・自然景観を活用した魅力の創出

5 将来都市像を実現するための3つのピース

- ・いつまでも住み続けたい「まち」
- ・育み学び健康で笑顔輝く「ひと」
- ・すべてが協和し充実する「活動」

6 市政経営の基本方針

～あらゆる循環を想定した持続可能な行財政運営～

- ・多様な主体との連携
- ・徹底的なデジタル化
- ・経済効果の追求

(計画始期)

令和8年4月1日から適用します。